

基準認証における電氣的測定の現状

2020.5.28

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

技術基準適合証明等の方法

1台ごとに証明(技術基準適合証明)

申込
(例 100台申込した場合)



証明



1台毎に異なる証明番号が付与される

工事設計を認証(工事設計認証)

申込
(1機種)



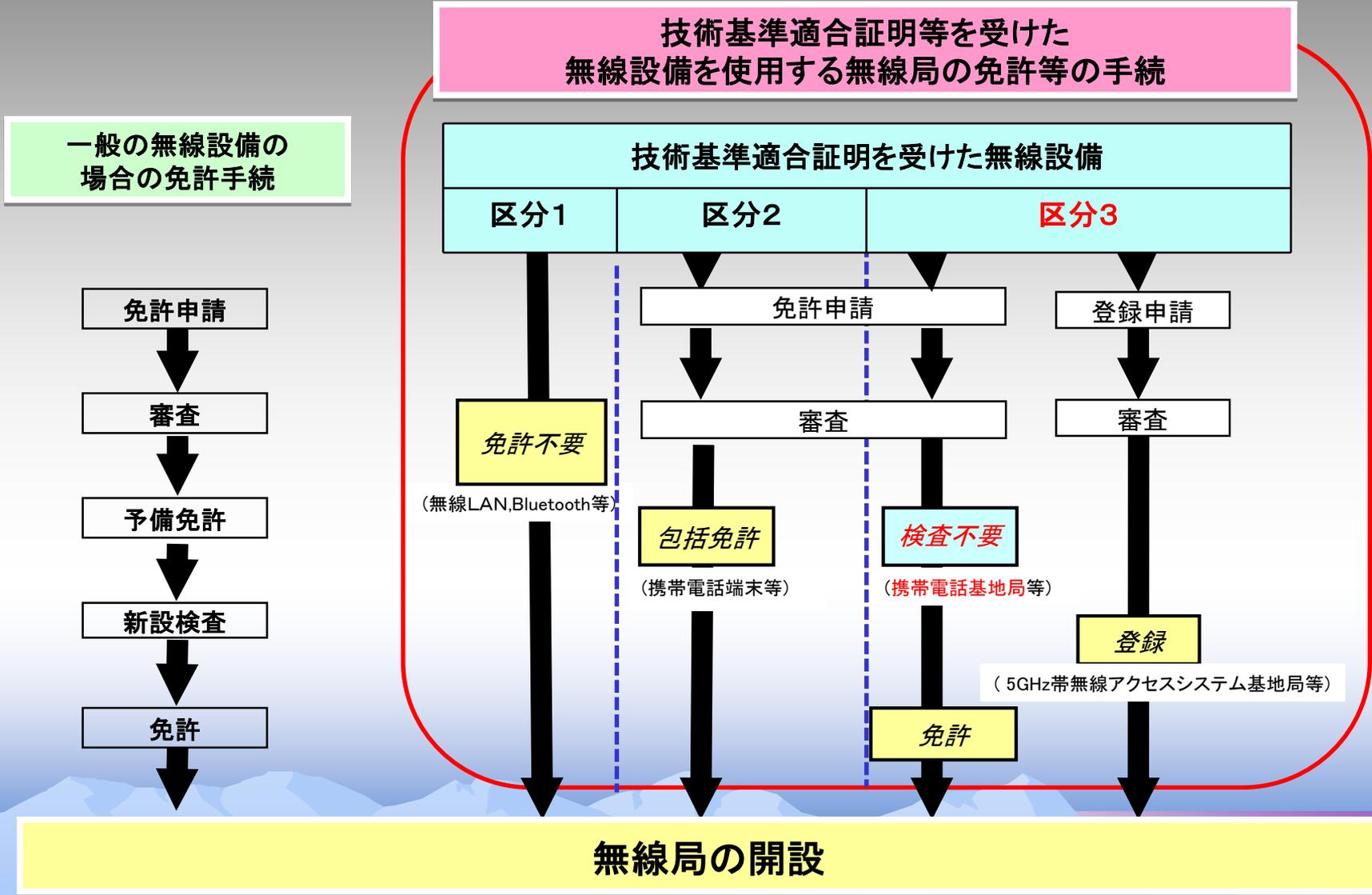
認証



同一の認証番号が付与される

技術基準適合証明等の効果

※ 技術基準適合証明等の効果は、無線設備の種別(区分)によって異なる。(別紙参照)



(別紙)

技術基準適合証明等の対象となる特定無線設備は、それぞれ以下の事業区分に分けられており、登録証明機関はこの事業区分ごとに登録を受けることとなる。

●区分1

免許不要局 : 24種別 (2020.4現在)

無線LAN、特定小電力機器等 (電波法第38条の2の2第1項第1号)

●区分2

包括免許対象局 : 50種別 (2020.4現在)

携帯電話端末等 (電波法第38条の2の2第1項第2号)

●区分3

その他 : 117種別 (2020.4現在)

(簡易な免許手続又は登録の対象となる無線局、包括免許対象局の一部)

携帯電話基地局、5GHz帯無線アクセスシステム等 (電波法第38条の2の2第1項第3号)

審査の方法(特性試験)

総務大臣が告示する試験方法(注)又はこれと同等以上の方法で試験を行い、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

注：試験方法がない場合、登録証明機関が策定した試験方法を「臨時に定める試験方法」としてあらかじめ総務大臣に届け出し、公表して運用

試験項目 「証明規則 別表第一号一(3)ア」参照

装置 試験項目 無線設備の種別	送信装置													受信装置			
	周波数	占有周波数帯幅	スプリアス発射又は不要発射の強度	空中線電力	比吸収率	入射電力密度	変調衝撃係数	プレエンファシス特性	搬送波電力	総合周波数特性	総合歪及び雑音	送信立ち上がり及び立ち下がり時間	隣接チャネル又は帯域外漏洩電力	搬送波オフ時の電力	送信速度	副次的に発する電波等の限度	感度
5G(mmW)携帯電話基地局 (証明規則第2条第1項第11号の31)	★	★	★	★									★		★		

登録証明機関が特性試験データを受け入れることができる場合の条件:

- ◆ 試験方法が、総務大臣が定めた方法に従っていること。
- ◆ 試験に使用した測定器が、一年以内(優れた性能を有する総務省令で定めるものは二年)に較正されたものであること。

特定無線設備の試験方法の策定等

2004年以前(指定証明機関時代)は、TELECが全ての特定無線設備の試験方法を策定し運用



2004年に証明機関は、国の指定証明機関から登録証明機関へ移行したことにより、現在は国が試験方法を告示(平成16年総務省告示第88号)で規定(注)

注：試験方法がない場合、登録証明機関が策定した試験方法を「臨時に定める試験方法」としてあらかじめ総務大臣に届け出し、公表して運用

5G(mmW)携帯電話基地局の試験方法

電波吸収体が6面に貼られた電波暗箱内部で、遠方界条件となる離隔距離(R)で遠方界測定を行う。ただし、反射板で平面波を生成して短距離で遠方界測定を行う方法、又は近傍界で測定した結果を遠方界の値に換算する方法でもよい。

試験設備(遠方界測定)のイメージ

